政令

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十七号

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十八号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の一部の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第四項から第六項まで、第三十条の十六、第四十九条の二第一項、第二百六十九条及び第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項を次のように改める。

法第三十条の五第一項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録申請者」という。）が、在外選挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この章及び第百四十二条において同じ。）（法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第二号並びに次項第二号及び第三号を除き、以下この章及び第百四十二条において同じ。）に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、法第三十条の五第一項の規定による申請書（以下この条及び第二十三条の六第一項において「在外選挙人名簿登録申請書」という。）を提出し、かつ、次に掲げる書類（当該在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により当該領事官に住所に関する届出を行つている場合であつて総務省令で定めるときは、第一号に掲げる書類）を提示して、しなければならない。

一　当該在外選挙人名簿登録申請者の旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）

二　当該在外選挙人名簿登録申請者が、在外選挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域（法第三十条の四第一項に規定する管轄区域をいう。以下この号及び次項において同じ。）内に住所を有することとなつた日として在外選挙人名簿登録申請書に記載された日から申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日をいう。以下この号及び次項において同じ。）までの間（以下この号及び同項において「住所要件期間」という。）、引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足りる文書（申請の日において住所要件期間が三箇月以上である場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者が当該管轄区域内に引き続き三箇月以上住所を有することを証するに足りる文書）

第二十三条の三第二項を削り、同条第三項中「申請の日以後」を「申請の日以後」に、「（第七項」を「（第六項」に、「に掲げる場合」を「の各号に掲げる場合のいずれか」に、「同条第一項の規定による申請書」を「在外選挙人名簿登録申請書」に改め、同項第二号中「当該」を「在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所（」に、「法第三十条の五第一項の規定による申請書」を「在外選挙人名簿登録申請書」に、「（次号及び第七項」を「をいう。次号及び第六項」に、「申請時住所」を「同じ」に改め、同項第三号中「申請時住所」を「在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「の申請」を「の規定による申請」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項ただし書中「により」の下に「在外選挙人名簿登録申請書を提出した」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「在外選挙人名簿の登録の申請書」を「在外選挙人名簿登録申請書」に、「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「に係る在外選挙人名簿の被登録資格（同項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。以下この章において同じ。）」に、「第三項第三号」を「第二項第三号」に、「、在外選挙人名簿に登録される資格」を「、在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「に係る在外選挙人名簿の被登録資格」に、「第三項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手続）

第二十三条の三の二　法第三十条の五第四項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録移転申請者」という。）が、同項に規定する市町村の選挙管理委員会に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、同項の規定による申請書（次項において「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）を提出し、かつ、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の旅券又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者の資格若しくは地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）を提示して、しなければならない。

2　在外選挙人名簿登録移転申請者は、当該在外選挙人名簿登録移転申請書を法第三十条の五第四項に規定する市町村の選挙管理委員会に提出した時の属する日以後法第三十条の六第五項の規定による在外選挙人証（同条第四項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。）の交付を受けた日若しくは第二十三条の六第二項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転（法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この章及び第三十条において同じ。）をしなかつた場合の通知を受けた日又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた日のいずれか早い日までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録移転申請書を提出した市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

一　在外選挙人名簿登録移転申請書に転出先として記載された国外における住所と異なる国外における住所を定めた場合

二　氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合